

# 介護老人保健施設 すこやかのご案内

(短期入所療養介護 重要事項説明書)

(令和6年4月1日現在)

## 1. 施設の概要

### (1)施設の名称等

- ・施設名 医療法人社団温故会 介護老人保健施設 すこやか
- ・開設年月日 平成8年11月1日
- ・所在地 福岡県直方市頓野975番地
- ・電話番号 0949-26-7550 ファックス番号 0949-26-7720
- ・管理者名 施設長 吉村 恵
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(4055480091号)

### (2)介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

#### [介護老人保健施設すこやかの運営方針]

当施設は、利用者の自立を支援し、家庭への復帰を目指します。また、当施設は明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。

### (3)施設の職員体制

職種	配置	業務内容
医師	1以上(常勤1を含む)	入所者の健康管理と保健衛生の指導及び介護の提供に必要な各種指示
薬剤師	0.3を標準	管理者の命を受けて行う入所者に対する調剤業務、服薬指導に関すること
看護職員	7.7以上	管理者及び医師の指示を受けて行う入所者の看護、保健衛生に関すること
介護職員	19.1以上	管理者の命を受けて行う入所者の日常生活一般にわたる介護に関すること
支援相談員	1以上	入退所に係る連絡調整、および入所者の生活相談、指導に関すること
理学療法士	1以上	管理者及び医師の指示を受けて行う入所者の機能訓練指導に関すること
作業療法士		
言語聴覚士		
管理栄養士	1以上	管理者の命を受けて行う入所者の栄養管理指導、献立の作成、栄養の計算、食品の管理及び調理指導に関すること
栄養士		
介護支援専門員	1以上	管理者の命を受けて行う入所者の施設サービス計画の作成に関すること
事務職員他	2以上	管理者の命を受けて行う施設の庶務及び経理の事務処理に関すること

- (4)入所定員等
- ・定員 80名
  - ・療養室 個室 10室 2人室 3室 4人室 16室

※ 短期入所療養介護は空床利用となります。

## (5)通常送迎を行う範囲

- ・直方市 ・宮若市 ・鞍手郡 ・田川市 ・田川郡(福智町、糸田町、香春町) ・飯塚市
- ・中間市 ・北九州市八幡西区

送迎を当施設が行う場合、

これらの地域にお住まいの方は、送迎加算の自己負担分(1割負担の場合、片道184円)を申し受けます。その他の地域にお住まいの方は、それに加え実費として、上記の地域との境から1kmにつき20円(片道)を申し受けます。

## 2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護計画の立案(4日以上の利用の場合)
- ② 食事の提供
- ③ 入浴
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練(リハビリテーション)
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 療養食など適切な食事の管理
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 送迎サービス
- ⑪ その他

**\*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にはご相談ください。**

## 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

### ・協力医療機関

- ・医療法人社団温故会 直方中村病院 直方市大字頓野993番地1
- ・社会保険 直方病院 直方市須崎町1番地1

### ・協力歯科医療機関

- ・やまだ歯科 直方市頓野1094番地1

### ◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、本契約書にご記入いただいた連絡先に連絡します。

## 4. 施設利用に当たっての留意事項

別紙1-2「利用中の生活について」をご覧ください。(7ページ)

## 5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、非常通報設備、備蓄食料、自家用発電機
- ・防災訓練 年2回

## 6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者およびその家族等による他の利用者・職員に対する

- ・営利行為
- ・宗教の勧誘
- ・特定の人物・団体を支援する政治活動
- ・ハラスメント行為(身体的暴力、精神的暴力、セクシュアルハラスメント)

を禁止します。

## 7. 要望や相談ならびに苦情の受付

### ご要望や苦情に対する当施設の対応は、次のとおりです

- ・相談窓口は支援相談員です。お気軽にご相談ください。  
( 電話 0949-26-7550 FAX 0949-26-7720 支援相談員：森下・江利角・田嶋 )
- ・お寄せいただいた内容に対しては、次の者が担当いたします。担当者が不在の場合や、その場でお答えができない場合には、後日の返答となる事もございます。予めご了承ください。

看護師長	木原 恵美
支援相談員	森下 錬二郎
事務長	中村 重泰

- ・受付の「ご意見箱」を使用して、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

- ・受付いたしました内容については、次のように対処いたします。

1	受付者が師長・事務長に連絡の後、苦情相談受付簿に記入してリスクマネジメント委員会に提出	当日
2	委員会による内容の把握、職員への聞き取り、具体的な対応策の検討を行います。	3日以内
3	ケア方法の変更、そのケアプランへの反映、問題点に対する改善策など必要な措置の有無をまとめ、ご返答いたします。	1週間以内
4	今後の対応と計画を職員に周知、実行します。	1週間～
5	必要性に応じ、保険者および所在市町村(直方市)に報告を行います。	

- ・公的な苦情申し立て機関は次のとおりです。

<b>直方市</b>	健康長寿課 介護サービス係 〒822-8501 直方市殿町 7-1	0949-25-2390 0949-24-7320 (FAX)
<b>宮若市・鞍手郡</b>	福岡県介護保険広域連合 鞍手支部 〒823-0003 宮若市本城 458-2	0949-34-5046 0949-34-5047 (FAX)
<b>田川市・田川郡</b>	福岡県介護保険広域連合 田川・桂川支部 〒825-0016 田川市新町 18-7	0947-49-1093 0947-49-1097 (FAX)
<b>飯塚市</b>	介護保険課 事業所係 〒820-8501 飯塚市新立岩 5-5	0948-22-5500 (代表) 0948-25-6214 (FAX)
<b>北九州市八幡西区</b>	保健福祉課 介護保険担当 〒806-8510 北九州市八幡西区黒崎 3-15-3	093-642-1441 093-622-6463 (FAX)
<b>中間市</b>	介護保険課 給付係 〒809-8501 福岡県中間市中間 1-1-1	093-246-6283 093-244-0579 (FAX)
<b>国民健康保険団体連合会</b>	介護サービス相談窓口 〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町 13-47	092-642-7813 092-642-7857 (FAX)

## 8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

## 利用中の生活について (令和6年4月1日現在)

### 1.一日のながれ

6:30 …	起床、居室整理、洗面
7:30 …	朝食
8:00 …	整容
9:00 …	リハビリ、レクリエーション、体操など
12:00 …	昼食
13:00 …	入浴、リハビリテーションなど
15:00 …	おやつ
18:00 …	夕食
20:00 …	面会終了、更衣、就寝準備
21:00 …	消灯

### 2.リハビリテーション

ショートステイ中の身体の状態低下を防ぐため、個別のリハビリテーションを行います。(日曜以外可、料金別途)が行えますので、ご希望の方は前もってご担当ケアマネージャーか当施設相談員に要望をお伝えください。

また、当施設では生活そのものがリハビリと考え、状態や体力に応じて各自できることはご自分でして頂き、そのために必要な援助を行っていきます。

### 3.入浴

基本的に週 2 回実施いたします。入浴日は入所階によって異なりますので支援相談員にご確認ください。一般浴・リフト浴・特殊浴槽の用意がございますので、身体状況に応じて安心して入浴していただけます。ご家族様は、入所日にお着替えの準備をお願い致します。

なお発熱等、その日の体調によっては入浴を中止することもございますのでご了承ください。

### 4.排泄

心身の状況に合わせた排泄援助を行っていきます。おむつが必要な方は定時・臨時に交換を行います。状況に合わせて内容を変更します。おむつは施設が準備いたしますのでご準備頂く必要はございませんが、別途費用は発生いたしません。

ポータブルトイレをお使いの方は施設に用意がございますので、ご持参頂く必要はございません。

### 5.衣類(洗濯)

入所時に必要な分をご準備ください。日頃から失禁などが見られる場合は、着替え用として余分にお持ちください。着用後の衣類はそのままご帰宅時にお返ししますが、排泄の失敗があったときなどは、施設で簡単な水洗い程度を行うことがありますのでご了承ください。また、一定以上の利用期間があり介護者が不在の場合(単身世帯、夫婦のみ世帯で配偶者が入院した場合など)は、洗濯業者の紹介も致します(太陽セランド株式会社)。お申し込みをされる場合は、業者との直接契約になりますので支援相談員にお尋ねください。申込書をお渡します。

## **6.面会**

面会時間は **10:00～11:30、13:00～15:00**（週1回、一組3名様まで、1回15分） となっております。1階・受付窓口にある来所者名簿にお名前のご記入をお願いします。

高齢者が多く生活する施設ですので、体調が優れない場合は面会を控えていただきますようお願い致します。

## **7.病院受診**

短期入所療養介護（ショートステイ）**ご利用中は、原則、病院等を受診することができません**ので、定期的な受診などのご利用前にお済ませください。

利用中に体調不良などが発生した場合には、当施設の医師が診察いたします。入院加療が必要とされた場合にはご家族様に連絡した上で、施設車両または救急車により病院等まで搬送いたします。

## **8.食べ物の持込み**

生ものの持込みは衛生管理上固くお断りいたします。その他のものについては、栄養・衛生管理上の問題がありますので、必ず看護職員にご相談ください。また、許可を得た飲食物を召し上がる場合は、一階ロビーをご利用ください。食事に制限のある方もいらっしゃいますので、居室内では召し上がらないようご配慮をお願いいたします。

## **9.所持品**

持ち物には必ずご記名ください。私物の紛失については、明らかな過失がある場合を除き当施設では責任を負えませんので、**金銭や貴重品は、ご持参しませんよう**お願い申し上げます。

また、当施設では**金銭のお預かりは致しておりません**ので、ご了承下さい。

## **10. 飲酒**

集団生活の場でもありますので、飲酒はご遠慮いただいております。

## **11. 火気の取扱い**

火災予防のため、発火の恐れのある物の持込みは固くお断りいたします。家電製品などを持ち込まれる際は、古いものは避け、よく整備してご持参ください。

## **12.介護保険証・医療保険証・負担割合証・負担限度額認定証**

ご利用時には、**前もって**介護保険証・負担割合証・負担限度額認定証を確認させていただきます。利用当日にご持参頂く必要はございません。

利用当日は、医療保険証（後期高齢者医療証）の原本をご持参ください。急遽受診が必要になった際に使用します。

なお、当施設では安全上、マイナンバーカードは**お預かりいたしません**。医療保険証付きのマイナンバーカードをご使用の方は、資格確認書の発行手続きを取り、**資格確認書を当施設にお預けください**。

※ 負担限度額認定証を申請されていない方・適用されるかわからない方は、各市町村の介護保険窓口にご相談ください。

### **13.お心遣いについて**

当施設が利用者様に提供する短期入所療養介護は、全国一律で定められた法定のものです。その対価は公定のものであり、皆様にご負担いただきます利用料や、介護保険（介護保険料・税金）からの支払いで頂戴しておりますので、ご利用時のご挨拶の品や季節のご挨拶の品等はご準備されませんようお願いいたします。

また、お心遣い頂きましてもお受取りいたしかねますので、ご理解の程お願い申し上げます。

**ご利用料のご案内**  
(令和6年8月1日現在)

(A) 介護保険サービスの自己負担 (端数計算により誤差を生じる事があります)

1) 施設利用料 (1日あたり・非課税)

※介護サービス利用料です。部屋代(滞在費)は「保険が適用されない利用料」をご覧ください。

a.施設が「基本型(加算型)」の場合

負担割合	介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割	個室	579円	726円	753円	801円	864円	918円	971円
	個室以外	613円	774円	830円	880円	944円	997円	1,052円
2割	個室	1,158円	1,442円	1,506円	1,602円	1,728円	1,836円	1,932円
	個室以外	1,226円	1,548円	1,660円	1,760円	1,888円	1,994円	2,104円
3割	個室	1,737円	2,178円	2,259円	2,404円	2,592円	2,754円	2,913円
	個室以外	1,839円	2,322円	2,490円	2,640円	2,832円	2,991円	3,156円

b.施設が「在宅強化型」の場合

負担割合	介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割	個室	632円	778円	819円	893円	958円	1,017円	1,074円
	個室以外	672円	834円	902円	979円	1,044円	1,102円	1,161円
2割	個室	1,264円	1,556円	1,638円	1,786円	1,916円	2,034円	2,148円
	個室以外	1,344円	1,668円	1,804円	1,958円	2,088円	2,204円	2,322円
3割	個室	1,896円	2,334円	2,457円	2,679円	2,874円	3,051円	3,222円
	個室以外	2,016円	2,502円	2,706円	2,937円	3,132円	3,306円	3,483円

2) その他の介護サービス料 (負担1割の場合)

	名称	金額	単位	備考
全員が対象のもの	夜勤職員配置加算	24円	日	手厚い夜勤配置。利用1日につき加算されます。
	サービス提供体制強化加算 I	22円	日	介護職員のうち、介護福祉士を8割以上配置している場合。
	同 II	18円	日	介護職員のうち、介護福祉士を6割以上配置している場合。
	同 III	6円	日	介護職員のうち、介護福祉士を5割以上配置している場合。
	在宅復帰在宅療養支援機能加算 I	51円	日	施設が加算型の期間は入所中に加算されます。他の類型の時は適用されません。
	在宅復帰在宅療養支援機能加算 II	51円	日	施設が超強化型の期間は入所中に加算されます。他の類型の時は適用されません。
	介護職員等処遇改善加算	-	月	介護保険サービス利用料の総額に 5.4~7.5% が加算されます。

該当する場合にかかるもの	個別リハビリテーション 実施加算	240 円	日	個別のリハビリテーションを追加して行うことができます。
	総合医学管理加算	275 円	日	利用中、診察および医学的な管理が必要な場合。
	口腔連携強化加算	50 円	月	口腔衛生状態・口腔機能の評価をし、歯科医療機関・ケアマネジャーに情報提供をした場合。
	療養食加算	8 円	食	医学的に、食事上の配慮が必要と医師が判断した場合。
	生産性向上推進体制加算 Ⅰ	100 円	月	見守り機器等 ICT 技術を活用し、業務改善のデータを厚労省に提出している場合に算定。
	同 Ⅱ	10 円	月	Ⅰの成果があり、職員の役割分担の取り組みが行われている場合に算定。
	認知症行動・心理症状緊急 対応加算	200 円	日	認知症の症状によって緊急受け入れをした場合に適用されます。
	緊急短期入所受入加算 (要介護のみ)	90 円	日	上記以外で、計画にないショートステイを受け入れた場合に適用されます。
	若年性認知症利用者 受入加算	120 円	日	ご利用の方が若年性認知症と診断されている場合。
	重度療養管理加算 (要介護のみ)	120 円	日	特別な対応が必要な重度の状態の時。
	送迎加算 (片道につき)	184 円	回	ご自宅と施設の間の送迎を行います。

(B) 保険が適用されない利用料 (保険負担割合にかかわらず同額です)

① 食費

朝食	昼食	夕食
390 円	590 円	590 円

ただし、限度額認定を受けている方の1日の上限額は、次のとおりです。

利用者負担	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
金額	300 円	600 円	1,000 円	1,300 円	1,570 円

② 滞在費(療養室の利用費)/1日

利用者負担	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
個室	550 円	550 円	1,370 円	1,728 円
個室以外	0 円	430 円	430 円	437 円

※ 第1～第3段階は住民税非課税世帯が対象ですが、市町村(介護保険広域連合)への申請と認定が必要です。

③ 特別室利用料/1日

・個室	900 円	(税込、滞在費との合計 2,628 円)
・2人室(2F)	1,230 円	(税込、滞在費との合計 1,667 円)
・2人室(3F)	715 円	(税込、滞在費との合計 1,152 円)

- |          |   |
|----------|---|
| ④ 日常生活費  | 200 円（非課税）<br>歯ブラシ、石鹸、シャンプー、バスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用頂く場合にお支払い頂きます。           |
| ⑤ 教養娯楽費  | 155 円（非課税）<br>倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料やDVDソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用頂く場合にお支払い頂きます |
| ⑥ 電気代    | 50 円（税込） 持ち込み家電を使用する場合  |
| ⑦ テレビ使用料 | 105 円／日（税込） レンタル希望者に対し  |

### (C)支払い方法

- ・毎月 15 日までに、前月分の請求書を発行いたします。月末までにお支払いください。
- ・お支払い頂きましたら領収書を発行いたします。  
医療費控除対象となる項目もございます。再発行は有料となりますので、大切に保管して下さい。
- ・窓口払い（現金） または 銀行振込 でのお支払いとなりますので、契約時にお選びください。  
銀行振込の場合、振込手数料はご負担願います。  
また、支払い方法の切り替えも可能ですので、その際には前もってご連絡ください。

## 個人情報の利用目的

(令和3年4月1日現在)

介護老人保健施設すこやかでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしているご利用者様 並びに そのご家族様 の個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

#### 〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

#### 〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答

### 【上記以外の利用目的】

#### 〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究

#### 〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち、外部監査機関への情報提供
- ・利用者の事故・感染症等に関する保険者・監督庁への報告
- ・苦情等に関する国民健康保険団体連合会からの照会への回答